

植物防疫所からのお知らせ

令和5年3月

植物防疫法施行規則の改正について

国内外での有害動植物の発生情報等に基づき、有害動植物のリスクアナリシスを実施した結果などにより、植物防疫法施行規則が改正されました。主な改正点は、施行規則別表の再整理で、①別表1の2として、侵入した際に定着・まん延の可能性及び経済的重要性が中程度と特定された検疫有害動植物の対象植物及び地域、②別表2として、輸入禁止の対象である植物及び地域、③別表2の2として、侵入した際に定着・まん延の可能性及び経済的重要性が高いと特定された検疫有害動植物の対象植物及び地域となり、それに伴い、各表の検疫有害動植物についても再整理が行われています。また、「植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物」も改正され、輸入検査で発見されても不合格の対象とならない④非検疫有害動植物が追加されました。

改正内容の詳細は、植物防疫所ホームページをご覧ください。また、地域及び植物ごとの輸入条件は、輸入条件データベースで調べることができます。

植物防疫所ホームページ (http://www.maff.go.jp/pps/j/information/seido_minaosi/9ji_kaisei.html)

輸入条件データベース (<http://www.pps.go.jp/eximlist/Pages/exp/condition.xhtml>) (改正準備中)

改正内容

① 定着・まん延の可能性及び経済的重要性が中程度と特定された検疫有害動植物の対象植物及び地域（別表1の2）の改正

項	検疫有害動植物、対象地域及び植物の見直し
1	<i>Aleurocanthus woglumi</i> （ミカンクロトゲコナジラミ） 別表1-2から別表2-2の6項へ移動
2	<i>Tuta absoluta</i> （トマトキバガ） 別表1-2から別表2-2の7項へ移動
3	<i>Meloidogyne chitwoodi</i> （コロンビアネコブセンチュウ） 別表1-2から別表2-2の8項へ移動
4	<i>Heterodera schachtii</i> （テンサイシストセンチュウ） 別表1-2から別表2-2の9項へ移動
5	<i>Meloidogyne fallax</i> （ニセコロンビアネコブセンチュウ） 別表1-2から別表2-2の10項へ移動

6	<i>Nacobbus aberrans</i> (ニセネコブセンチュウ)
	別表1-2から別表2-2の11項へ移動
7	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)
	別表1-2から別表2-2の12項へ移動
8	<i>Meloidogyne enterolobii</i>
	別表1-2から別表2-2の13項へ移動 (地域：変更なし) (植物の追加) えのきぐさ、オルモシア・ホシエイ、けいとう、さんたんか、せんそう、てんさい
11	<i>Phytophthora kernoviae</i>
	別表1-2から別表2-2の16項へ移動
12	<i>Phytophthora ramorum</i>
	別表1-2から別表2-2の17項へ移動
15	<i>Deuterophoma tracheiphila</i>
	15項から11項へ移動
16	<i>Eutypa lata</i>
	別表1-2から別表2-2の14項へ移動 (地域の追加) チリ (植物：変更なし)
17	<i>Guignardia citricarpa</i>
	別表1-2から別表2-2の15項へ移動
18	<i>Sphaeropsis tumefaciens</i> (カンキツ類てんぐ巢病菌)
	別表1-2から別表2-2の27項へ移動
19	<i>Curtobacterium flaccumfaciens</i> pv. <i>flaccumfaciens</i> (インゲンマメ萎ちよう細菌病菌)
	別表1-2から別表2-2の32項へ移動
21	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ葉枯細菌病菌)
	別表1-2から別表2-2の39項へ移動
24	<i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)
	別表1-2から別表2-2の38項へ移動

② 輸入禁止となる地域及び植物 (別表2) の改正

項	検疫有害動植物、対象地域及び植物の見直し
3	<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)
	(地域の表記変更) ニュー・カレドニアからニューカレドニアに変更 (植物：変更なし)
18	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)
	追加 (別表2-2から移動)

19	<i>Anastrepha grandis</i>
	追加（別表2-2から移動）
20	<i>Anastrepha ludens</i> （メキシコミバエ）
	追加（別表2-2から移動）
21	<i>Anastrepha obliqua</i> （ニシインドミバエ）
	追加（別表2-2から移動）
22	<i>Anastrepha suspensa</i> （カリブミバエ）
	追加（別表2-2から移動）
23	<i>Anastrepha striata</i>
	追加（別表2-2から移動）

③ 侵入した際に定着・まん延の可能性及び経済的重要性が高いと特定された検疫有害動植物の対象植物及び地域（別表2の2）の改正

項	検疫有害動植物、対象地域及び植物の見直し
1	<i>Anastrepha fraterculus</i> （ミナミアメリカミバエ）
	別表2-2から別表2の18項へ移動
2	<i>Anastrepha grandis</i>
	別表2-2から別表2の19項へ移動
3	<i>Anastrepha ludens</i> （メキシコミバエ）
	別表2-2から別表2の20項へ移動
4	<i>Anastrepha obliqua</i> （ニシインドミバエ）
	別表2-2から別表2の21項へ移動
5	<i>Anastrepha suspensa</i> （カリブミバエ）
	別表2-2から別表2の22項へ移動
6	<i>Bactericera cockerelli</i> （ジャガイモトガリキジラミ）
	6項から1項へ移動
7	<i>Bactericera nigricornis</i>
	7項から2項へ移動 （植物の見直し）対象植物の生果実を削除
8	<i>Bactericera trigonica</i>
	別表2-2から別表1-2の1項へ移動
9	<i>Circulifer tenellus</i> （テンサイヨコバイ）
	別表2-2から別表1-2の2項へ移動
10	<i>Diabrotica undecimpunctata</i> （シュウイチホシウリハムシ）
	10項から3項へ移動
11	<i>Naupactus leucoloma</i> （シロヘリクチフトゾウムシ）
	11項から4項へ移動

12	<i>Otiorhynchus ovatus</i> (イチゴクチブトゾウムシ)
	1 2項から5項へ移動
13	<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジクイムシ)
	別表2-2から別表1-2の3項へ移動
14	<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノクイムシ)
	別表2-2から別表1-2の4項へ移動
15	<i>Trioza apicalis</i>
	別表2-2から別表1-2の5項へ移動
19	<i>Acidovorax avenae subsp. citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)
	(地域：変更なし) (植物の追加) せいようかぼちや及びにほんかぼちやの交雑種、にがうり
20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>
	(地域の追加) トルコ (植物：変更なし)
21	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>actinidiae</i> biovar3
	(地域：変更なし) (植物の追加) えのころぐさ、きり、ながえつるのげいとう
23	<i>Xylella fastidiosa</i>
	(地域：変更なし) (植物の削除) サントリナ、すいかずら (植物の追加) アデノカルプス・ラインジイ、アルブツス・ウネド、ウィブルヌム・ティヌス、エキウム・プランタギネウム、エリカ・キネレア、せいようめしだ、ヒペリクム・ペルフォラツム、プテリディウム・アクイリヌム、マーガレット、ラヴァテラ・クレティカ、ルタ・カレペンシス、サントリナ属植物、すいかずら属植物、ちからしば属植物、ばんじろう属植物
25	<i>Pepino mosaic virus</i>
	(地域：変更なし) (植物の表記変更) ケノポディウム・ムラレをみなとあかざ、タラクサクム・ウルガレをせいようたんぽぽに変更
30	<i>Pepper chat fruit viroid</i>
	(地域：変更なし) (植物の見直し) 対象植物を「栽培の用に供し得るもの」から「栽培の用に供するもの」に変更
32	<i>Peronospora chloerae</i> (トルコギキョウベと病菌)
	別表2-2から別表1-2の1 2項へ移動
35	<i>Pea early-browning virus</i>
	(地域：変更なし) (植物の見直し) 対象植物を「栽培の用に供し得るもの」から「栽培の用に供するもの」

	に変更
36	<i>Tomato brown rugose fruit virus</i> (地域：変更なし) (植物の見直し) 対象植物を「栽培の用に供し得るもの」から「栽培の用に供するもの」に変更 (検疫措置の見直し) 種子に対する精密検定の方法をリアルタイム RT-PCR 法に限定
37	<i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (地域の削除) エストニア (植物の追加) とうごま、ひらまめ
38	<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i> 別表2-2から別表1-2の6項へ移動 (植物の見直し) 対象植物を「栽培の用に供し得るもの」から「栽培の用に供するもの」に変更
39	<i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス) 別表2-2から別表1-2の7項へ移動
40	<i>Anastrepha striata</i> 別表2-2から別表2の23項へ移動
41	<i>Tomato mottle mosaic virus</i> (地域：変更なし) (植物の見直し) 対象植物を「栽培の用に供し得るもの」から「栽培の用に供するもの」に変更
42	<i>Bretziella fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌) 別表2-2から別表1-2の14項へ移動
43	<i>Pantoea stewartii subsp. Stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌) 43項から40項へ移動
44	<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス) 別表2-2から別表1-2の8項へ移動

上記①～③の見直しにより、これまで輸出国で行う必要のあった特別な検疫措置の方法が変更となる場合、輸出国で新たに特別な検疫措置が必要となる場合、また、輸入禁止の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

(植物検疫証明書への追記例)

基本的な例

Fulfills item (項番) of the Annexed Table (施行規則別表の番号) of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

Tomato brown rugose fruit virus の例

Fulfills item 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

Fusarium oxysporum f. sp. pisi (エンドウ萎ちよう病菌) に加え、Pea early-browning virus に対する検疫措置が必要となった例

Fulfills item 10 of the Annexed Table 1-2 and item 35 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)

④ 非検疫有害動植物の改正

区分	追加
第1 検疫有害動物から除くもの	
(1) 節足動物	
	<i>Eumerus tuberculatus</i> (コブアシハイジマハナアブ)、 <i>Merodon equestris</i> (スイセンハナアブ)、 <i>Syritta pipiens</i> (モモトチビハナアブ) を追加

施行日（適用開始日）について

①～③の見直しに係る改正規則については令和5年8月1日午前0時以降に我が国に輸入（輸送されてきた船又は航空機から積下ろし）されたものから適用されます。施行日前後の対応は以下のとおりです。

前	施行日	後	対応
申請 → <u>積下ろし</u> → 検査			現行措置
申請 → <u>積下ろし</u> →	検査		現行措置
<u>積下ろし</u> → 申請 →	検査		現行措置
申請 →	<u>積下ろし</u>	→ 検査	新たな規則適用
<u>積下ろし</u> →	申請	→ 検査	現行措置

④の改正については令和5年2月28日から適用されます。